

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日（火）午前8時57分から午前10時30分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第59号 山江村農用地利用集積計画（第11次）に対する意見決定について
 - 日程6 その他
 - 日程7 今後の行事
 - 日程8 閉会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長	<p>おはようございます。それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年12月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。</p>
8番農業委員	<p>はい。おはようございます。すみません、以前お話していただきました研修の方にですね11月13、14日に参加させていただきました。局長におかれましては、お忙しい中ですね送り迎えをしていただき、また予算等もなかった中ですね出していただいた事にすごく感謝しております。また機会をあたえていただきました会長を初め本当にありがとうございました。お世話になりました。</p>
事務局長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局長	<p>ないようですので次に進みます。</p>
事務局長	<p>日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は2番会長職務代理者、3番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議第59号「山江村農用地利用集積計画(第11次)に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>

事務局長

それでは、議第59号について説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第59号「山江村農用地利用集積計画（第11次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第11次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年12月12日提出、山江村農業委員会会長。2ページ、3ページが意見書の写しでございます。4ページが総括表となっております。5ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は約10年から20年、公社と借り手は10年から20年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は5件で総面積は64,154㎡でございます。7ページ目には農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧表となっており、5ページの詳細が記載されております。筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただきまして6ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっており、今回申請されました土地については新規設定が5件でございます。案件の総面積が8,367㎡でございます。合計の10件72,521㎡が今回の集積となっております。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の8ページをご覧ください。賃借権の設定に係ります申請でございます。（申請内容について説明）。11ページから12ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。12月5日9時より、貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局長、〇〇職員、私の6名で現地調査を行いました。場所につきましては、11ページ（場所について説明）。昨年まで別の方が作物を作っておられましたが、今年から作られなくなり、探していたところ今回の〇〇の方の会社でされるようになりました。現在、草が綺麗に刈られております。この後、栗を植えて、その後、栗の生産・加工・販売を予定しております。それと、賃料の〇〇円につきましては3年間で、栗の生産が見込まれる4年目からは〇〇円に上げるということとなっております。審議の方よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かあり

ませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件4筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件4筆分について説明をいたします。総会資料の13ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。16ページから18ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明をいたします。12月5日9時15分頃より、貸し手の方、借り手の方は欠席されました。担当推進委員、事務局長、〇〇職員、私の5名で確認を行ったところです。(場所について説明)。昨年まで耕作をされていた方が耕作できなくなり、新たに借り手を探していたと所でもあります。

現在は綺麗に管理もされて、もう既に飼料作物が植えてありました。今後も借り手の会社の方で飼料作物を作り続けていくそうであります。審議の方よろしく願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

〇〇推進委員 はい。

議長 はい、〇〇推進委員。

〇〇推進委員 これは、借り手の方は畜産か何かをされている方なんですか。そういうわけじゃない。

事務局長 はい。借り手の方はですね、〇〇町の会社の方です。今までも山江の方にですね、何件か土地を借りられている方でありまして、ここについても、今後は飼料作物を植えたいというような話を聞いております。申請の段階ではですね。畜産関係の方にその飼料の方を売られるというようなことで植えられるということで聞いております。以上です。

議長 よろしいですか。

〇〇推進委員 はい。

議長 他にありませんか。

議長 推進委員の方からでも結構です。何かありませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 4 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 1 件 4 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 8 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定 1 件 8 筆分について説明をいたします。総会資料の 20 ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。22 ページから 25 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、A 地区担当農業委員と A 地区担当推進委員、及び、この案件につきましては土地がまたがっております、B 地区担当農業委員、B 地区担当推進委員と共に 12 月 5 日に行っております。以上でございます。ちょっと補足ではございますけれども、20 ページのですね、利用権設定関係の書類につきましては、左側の項番の 9 で書いてありますけれども、9 につきましては後から出てまいりますので 8 までについての案件ということで今の説明をしたところでございます。以上です。

議長 はい。事務局の説明が終わりましたので、A 地区担当農業委員より、その後に B 地区担当農業委員より補足説明をお願いいたします。それでは A 地区担当農業委員どうぞ。

A 地区担当農業委員 それでは説明させていただきます。出し手の方、受け手の方はおいでにならなかったわけですが、事務局長、〇〇職員、担当推進委員、私の 4 名で現地調査をしたところであります。現在は栗を植えてありまして、今度植えた所に関しましては 22 ページの分が荒地地になっておりまして、ここに栗栽培を行うということでございます。まだそんなに荒れてはいませんので栗栽培をされるのに問題はないと思いますので皆様方の慎重な審議をお願いしたいと思います。

議長 続きまして、B 地区の方をお願いします。

B 地区担当農業委員 それでは説明いたします。9 時 45 分より事務局長、〇〇職員、私と担当推進委員、4 人で調査いたしました。場所は〇〇の奥になります。

写真は24ページが案件の写真であります。場所はちょっと荒れていて栗を栽培されております。ちょっと草払い等すれば来年から収穫できると思っております。この写真の下の方が雑木林になっているんですよ。斜面になっていまして、ここも後で栽培されるかと思っております。審議の程よろしくお願いたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いましたA地区担当推進委員、B地区担当推進委員から何かありませんでしょうか。

A地区担当推進委員 ありません。

B地区担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長 2番農業委員何かありますか。

2番農業委員 それでは、今、〇〇君と話したわけでございますけれども、もう何年ぐらいたっているのかなと思ひまして、聞いたわけでございます。植えてからですね。栗は収穫の方はどぎゃんかなと、分からなかったもんですからそれを尋ねてみました。以上です。

議長 B地区の方ですか。

2番農業委員 はい。

事務局長 はい。事務局ではですね、何年くらいに植えられたかは分かりませんが、この案件につきましては4月から5月にですね合意解約ということで上がってきました。この土地全部ですね。というのが今回、〇〇県の方が貸し手ですけれども、借り手の方が〇〇町ですね親戚の方がされておまして、5月くらいまでは栗の管理をされている土地です。その5月くらいの時にですね、高齢でできないということで合意解約ということで、この土地については返されたということでございまして、村としては今後の農地の利用として誰かにしていただけないかということで探されていたところにですね、村内の若手の方に電話されて今回されたということですので、いつ植えられたかということとは分かりませんが、耕作といえますか栗の管理についてはですね、耕作されなくなってから1年以上は経ってないというようなこととございまして、十分にまた手を入れるとですねできるんじゃないかと思っております。

ころではございます。

議長 よろしいですか。

2番農業委員 はい。

議長 他にありませんか。

議長 はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員 この〇〇の方が栗を植えとってから、もう手の離れたもんで、苗は残して新しい方が引き継いだということですか。

事務局長 その〇〇県の方というのは、もともと栗を植えられた方ですね息子さんが〇〇県におられます。そのお父さんが以前から植えてたということで、管理者がですね息子さんになって〇〇県におられます。今回も〇〇県におられたもんですから現地調査には来れないという連絡があつてます。〇〇の方はそのお父さんが植えてたのを引き継がれて耕作をされてたというような状況です。

〇〇推進委員 それを新しい人が。苗は、なったままで。

事務局長 そうですね。栗園はちゃんとなつてるといふことでもあります。

議長 他に、推進委員の方からでも結構です。何かございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件8筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件8筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について説明をいたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。27 ページから 28 ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましても先ほどと同じとおり、担当の〇〇農業委員と〇〇推進委員とともに 12 月 5 日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明がおわりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは説明いたします。12 月 5 日 10 時より現地調査を行いました。事務局長と〇〇事務員と私と担当推進委員、4 名でおこなっております。場所はさっきの所の反対側になります。これは綺麗に栽培されておりまして、このされる方もまだお若いですので問題はないと思います。審議の程よろしく願います。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 他に、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件10筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件10筆分について説明をいたします。総会資料の29ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。32ページから34ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員、共に12月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは説明いたします。12月5日午前10時15分より、受け手の方、事務局長、〇〇職員、担当推進委員と私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は33ページの写真のような状況となっております。開墾されまして①の部分の状況となっております。またまだ進んでない所が②の現況となっている部分と分かれるわけですが、だいぶ広域な広さでございますので、少し時間はかかると思いますが、問題はないと思いますので、どうぞ慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員 賃料の件なんですけど、存続期間が20年と、ちょっと長いんですけど、これは今、開墾中で自分で栗を植えていくということで、それで5年間だけは〇〇円ということ聞いています。以上です。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長 〇〇推進委員どうぞ。

〇〇推進委員 ここは〇〇とは関係ないんですかね。

事務局長 ここは〇〇内の〇〇団地と言います。

まずけれども、この土地を広げてしまうのも、先ほど担当推進委員が言ったとおり5年間は〇〇円でということになっておりますけれども、この面積をするにはだいたい5年ぐらいかからんだらうかということまで考えられておまして、だんだん手を入れた土地についてはですね栗を新植していくような準備ですね、どんどんスライドしながらそれをしていきたいというような感覚でおられるようでして、一応、栗ということで20年間の賃借の契約となっている案件でございます。以上でございます。

議長

はい。今の説明を踏まえたうえで、農業委員の方、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

4番農業委員

すみません、ちょっとお尋ねなんですけど。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

先ほどの件もなんですけど、会社関係でされてますよね。会社関係でされた場合、その会社が事業を撤退された場合というのは何か策としては考えてあるんですかね。

事務局長

賃借については、今のところはないですね。やっぱり一番問題なのは、今言われたとおりです。手を広げられて、できなくなって頓挫をされるというのがないというの也被考えられます。ただ慎重にいかないといけないのは、そこあたりを申請の段階でちゃんと意向として聞いておくというような状況は必要だろうとは思っておりますけれども、現段階では頓挫されたからペナルティがあるとかですね、そういうのは今のところないです。ただ、これがですね3条の案件、要するに売買でくる場合は特に要注意でありましてですね、売買でしといて会社がにっちもさっちも行かなくなったけんが、第三者に手放すというような案件が出てくる可能性がありますので、その時については同意書まではないんですけども確約とかですね、そういうあたりも今後はとりながら進めていく必要はあるかと思っています。もう一回元に戻りますけれども、賃借についてはそういうあたりがありませんので、やっぱりこういう広い案件についてはですね、ちょっとそのあたりの検討の必要があるのかなと私も個人的には思っているところではあります。

4番農業委員

ここの件については〇丁ですかね、ありますけれども。造成されて。近いうちに、仮に事業撤退したと、その造成された土地は有効に利用できるわけですね。

事務局長

そうですね。実を言いますとですね、ここの土地については所有者の方がですね、どちらかと言いますと手放したいような感じではあります。事実ですね。ただ、やっぱりですね〇ヘクタールについては大規模ですので、今度は買う方もなかなか勢いだけでは買えないというような事でありまして、ちょっと今どうしようかなというような感覚で、とりあえず、まずは賃借を結んで、事業がうまくいくようであれば将来的にはもしかすると売買とか3条で上がってくる案件かもしれません。ここ10年くらいの話ではないかもしれませんが。ということもありますので、村としてもですね、農業委員会と別の担当課としても、その推進、栗をですね、本人さん達も栽培したいということで意気込んでおられますので、その点については担当課の方もちょっと注意しながら進めていく案件ではないかなと言うふうには思っています。

4番農業委員

分かりました。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

質問で、今の4番農業委員ので関連してなんですけど、収益の話としてですね、土地の固定資産税とか、そのあたりの支払いというのは借りられた方が払うということになるんでしょうか。

事務局長

〇〇というのがですね、実は今年の3月にこの事業の造成、区画整備事業というのが完了しました。ということで今年の10月から償還という土地の工事、部課金の償還というのが始まっています。その前に国の方がですね、先ほど言いました土地の所有者か耕作者いずれも長い年月、事業が始まってからかかっておりますので、いろんな方が貸したり借りたりとかされてます。事前にですね、この償還についての意向調査というのは変な話ですけども、どちらが払われるのかと、借りられてる方は3条資格者と言うんですけども、3条資格者が払うのか、それとも所有者が払うのかというような意向調査が計られているかと思っています。それで、最終的には双方の話し合いでどうするかということでございますけれども、ここについては今のところ所有者の方が払われるということで話は聞いております。ただ他の所については所有者が払ったり、もう耕作者の方が払いますよということであれば払う方もおられるかと思っています。そこについては双方の話で結局固定資産税はですね所有者に対してかかってくるかとは思っておりますのでそのあたりは双方の話で進めていく案件かなと思っておりますのでございます。

〇〇推進委員

私はその責任とですね、税を納める責任の話と、それで得た収益についての所得税といいますか、そういったところと言うのは、要は言いたいのはですね、山江村の土地から出てくる利益をそういった外に出してしまうのか、村に還元されるのかそこらによっては私たちも借り手の方はやっぱり山江の人がいいんじゃないかなと感じを持ってるのでから基礎知識として教えていただければと思います。

事務局長

所得税についてはこの現状については〇〇村の方ですので〇〇村の方にいくと思っています。ただ今回の〇〇村の方については先ほども言いましたとおり、元々、〇〇さんという山江におられたと言いますか、おじいちゃんがおられた方が山江に地域貢献をしたいということで、将来的に山江に帰ってきて会社を起こして、そういう栗とか何かをしたいということで考えられたということで設立をされたと聞いております。今回、相良村に事業所を置かれている状況については山江にも事務所をですね構えようとして探したけれども、なかなかそういうのがなかったと。ということで、たまたま〇〇村、隣に家があって事務所として使いたいということで、〇〇村に事務所を置いたと。ただ将来的には山江村に置きたいということで今、考えはあられるようであります。絶対そうなるかというのは私はちょっと分かりませんが、そういうこともありますので、できましたら〇〇推進委員が言われましたとおり、できたら山江村の方にですね、いろいろ斡旋といいますか、土地を貸借する時も山江村の方にさせていただきたいのは私たちも思うんですけども、なかなかですね引き受けられる方がですね地元には少ないというのが現状であります。特に高齢化が進んで、どこの町村もでしょうけれども高齢化が進んでおまして、どうしても引き受け、担い手の方が少なくなっておりますので、どうしても外からの力も今後はですね借りる必要もあろうかと思っているところではありますので、できましたら本当に言われるとおりに村内の方々、特に若い方々が今後、農業分野に入ってきていただく方に土地を貸したりする方が本来は村の方もいいとは思っておりますけれども、そのあたりの現状はちょっとご理解いただきたいというふうに思っているところではございます。

〇〇推進委員

ありがとうございました。

議長

はい。よろしいですか。他に、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。それでは質疑・意見ないようですので、採決をいたします。新規設定1件10筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件10筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の35ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。37ページから38ページまでに地籍図・現況写真を、39ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは説明いたします。12月5日午前11時30分より現地の方で、貸し手、借り手の方両名と事務局長と〇〇さん、それと私と担当推進委員、の5名で立会いをいたしました。非常に狭小地ではありましたが、一応書面上残して賃貸借行った方が良いということで、こういう形でされております。(場所について説明)。2筆あるうちの1筆の方がですね〇〇さん〇〇市の方が持っておられますけれども、〇〇の方が作られる。現況も畑として耕作をされているということでございました。以上、審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 他に、推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の40ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。42ページから43ページまでに地籍図・現況写真を、44ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。説明いたします。前の案件と同様、その隣の畑ということになります。荒れ地であったものを続けて耕作するにあたって、前の案件と元〇〇の方に借りて耕作を行っておられるということでございます。以上、審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件3筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件3筆分について説明をいたします。総会資料の45ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。48ページから49ページまでに地籍図・現況写真を、50ページ目に調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは説明いたします。12月5日、10時50分頃、貸し手の方、受け手の方、事務局長、〇〇職員、〇〇推進委員、それと私、6名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は牛の飼料を植えて綺麗に管理されているところです。年間を通して牛の飼料を植えて管理されるそうです。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件3筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件3筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の51ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。54ページから55ページまでに地籍図・現況写真を、56ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに12月5日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 それでは説明いたします。12月5日、10時50分頃、貸し手の方

は来ておられませんでしたが、借り手の方、事務局長、〇〇職員、担当推進委員、私、5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は牛の飼料を植えて綺麗に管理されているところです。年間を通して牛の飼料作物を植えて管理されるそうです。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の57ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。60ページから61ページまでに地籍図・現況写真を、62ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに12月5

日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。12月5日9時半より、出し手の方と事務局長、〇〇職員、私、そして担当推進委員の5名で行いました。(場所について説明)。ここは前の方が荒らしてあったもんだから、そこを綺麗に草を刈ってありました。作物は飼料作物を作られるそうです。問題はないと思いますので、審議の方をよろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。ないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程6「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長 ○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○利用状況調査について
○農業委員手帳について
○広報委員会について
○地域計画について
○賃貸借の物納について

議長 よろしいですか。それでは次に日程7「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 今後の行事について説明。

議長 それでは日程8「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会12月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和5年12月12日(火)午前10時30分終了

議長_____

委員_____

委員_____